

重要事項説明書

記入年月日	令和6年1月1日
記入者名	細井 智美
所属・職名	事務長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)しゃかいふくしほうじんみさとかい 社会福祉法人美郷会		
主たる事務所の所在地	〒 573-1137 大阪府枚方市西招提町 1 2 5 3 番地		
連絡先	電話番号／F A X 番号	072-864-1811/072-868-3844	
	メールアドレス	f-nagao@misugikai.jp	
	ホームページアドレス	http:// www.misugikai.jp	
代表者（職名／氏名）	理事長 / 佐藤 真杉		
設立年月日	平成	1 5 年 3 月 6 日	
主な実施事業	※別添 1 （別に実施する介護サービス一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) ふるーるながお フルール長尾		
届出・登録の区分	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録		
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
所在地	〒 573－0153 大阪府枚方市藤阪東町三丁目5番8号		
主な利用交通手段	ＪＲ学研都市線「長尾駅」からバス5分、降車後徒歩3分		
連絡先	電話番号／ＦＡＸ番号	072－807－5258/072－807－527	
	メールアドレス	f-nagao@misugikai.jp	
	ホームページアドレス	http:// www.misugikai.jp/nagao/index.html	
管理者（職名／氏名）	管理者（介護福祉士）	／	石井 大祐
	管理者（介護福祉士）特定施設入居者生活介護	／	川添 崇史
有料老人ホーム事業 開始日／届出受理日	平成 26年10月 1 日	／	平成 26年1月14日

（特定施設入居者生活介護の指定）

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772410177	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日	令和 6年1月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772410177	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	令和 6年1月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	平成	2 6 年 1 0 月 1 日			～	令和	3 6 年 1 2 月 31 日	
	面積	3, 928. 3 m ²							
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	平成	2 6 年 1 0 月 1 日			～	令和	3 6 年 1 2 月 31 日	
	延床面積	4, 710. 7 m ² （うち有料老人ホーム部分					3, 690. 7 m ² ）		
	竣工日	平成	2 6 年 1 0 月 1 日			用途区分	共同住宅/有料老人ホーム		
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：					
	構造	鉄骨造		その他の場合：					
	階数	3 階		（地上	3 階、地階		0 階）		
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性						適合している		
居室の 状況	総戸数	100 戸		届出又は登録（指定）をした室数				45室（ ）	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、 相部屋の定員数等）
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18	52	タイプ1
	一般居室個室	○	○	×	×	○	21	4	タイプ2
	一般居室個室	○	○	×	○	○	21	42	タイプ3
	一般居室個室	○	○	×	○	○	22. 75	2	タイプ4
共用施設	共用トイレ	7 ケ所		うち男女別の対応が可能なトイレ				5 ケ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ				7 ケ所	
	共用浴室	個室	10 ケ所		大浴場	1 ケ所			
	共用浴室における 介護浴槽		0 ケ所			ヶ所		その他：	
	食堂	1 ケ所		面積	159. 1 m ²		入居者や家族が利用 できる調理設備	あり	
	機能訓練室	1 ケ所		面積	52. 8 m ²				
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）					2 ケ所		
	廊下	中廊下	m		片廊下	1. 7 m			
	汚物処理室	1 ケ所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	1 階事務室			通報先から居室までの到着予定時間			
	その他	談話室、洗濯室、理美容室等							
消防用 設備等	消火器	あり	自動火災報知設備あり			火災通報設備		あり	
	スプリンクラー	あり	なしの場合 （改善予定時期）						
	防火管理者	あり	防災計画		あり	避難訓練の年間回数		2 回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		ご契約者が、自らの意思に基づいて、生き生きとした生活を送っていただけるよう、お手伝いいたします。
サービスの提供内容に関する特色		1. 安心できる生活環境を提供します 2. 自由度の高い生活環境を提供します
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		・状況把握：毎日1回、居室訪問し声掛けを行います ・生活相談：日中随時受付、必要時専門機関等を紹介しま
サ高住の場合、常駐する者		介護福祉士、介護職員初任者研修又は事務職員
健康診断の定期検診	委託	美杉会健診センター
	提供方法	随時、健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者を選定しています。 【管理者】 ②成年後見制度の利用を支援します。 ③苦情解決体制を整備しています。相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
身体的拘束		・身体的拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行い、同意をいただきます。（継続して行う場合は概ね1月毎行います。） 2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 1月に1回以上、身体的拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。
非常災害対策		①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・氏名：（ 管理者 石井 大祐 ） ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期：（毎年2回 9 月・ 3

（介護サービスの内容）

特定施設サービス計画及び介護予防 特定施設サービス計画等の作成		①入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）特定施設入居者生活介護計画を作成します。 ②（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得たうえで交付します。 ③それぞれの入居者について、（介護予防）特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等の日常生活上の世話	①寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ②生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ③個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	あり 入居者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	あり 入居者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	①看護職員により入所者の状況に応じて適切な措置を講じます。 ②外部の医療機関に通院する場合はその介助について出来る限り配慮します。
	相談及び援助	入所者及び短期利用者とその家族からの相談に応じます。
施設の利用に当たっての留意事項		・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出てください。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出てください。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないようにしてください。
心身の状況の把握		（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、入居者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
居宅介護支援者等との連携		①（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。 ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の写しを、入居者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します（短期利用のみ）。 ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します（短期利用のみ）。
施設における衛生管理等		①（介護予防）特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。 ②（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。 ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

従業者の禁止行為	従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。 ①医療行為(ただし看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。) ②入居者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ③入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ④身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く) ⑤その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為	
サービスにあたっての留意事項	①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。 ②入居者が要介護認定を受けていない場合は、入居者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が入居者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。 ③入居者及び家族の意向を踏まえて、「(介護予防)特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「(介護予防)特定施設入居者生活介護計画」は、入居者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいようお願いします。 ④サービス提供は「(介護予防)特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防)特定施設入居者生活介護計画」は、入居者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。 ⑤(介護予防)特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、入居者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。	
その他運営に関する重要事項	サービス向上のため職員に対し、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故・苦情対応等の研修を実施しています。	
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1 以上

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること)【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、1又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

（併設している高齢者居宅生活支援事業者）

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	（ふりがな） でいさーびすせんたーふるーるながお デイサービスセンター―フルール長尾 （ふりがな） しょーとすていせんたーふるーるながお ショートステイセンターフルール長尾
事業所の所在地	〒573-1137 大阪府枚方市西招提町1 2 5 3 番地
事業者名	（ふりがな） しゃかいふくしほうじんみさとかい 社会福祉法人美郷会
併設内容	通所介護・予防通所事業、短期入所生活介護（介護予防含む）
事業所名称	（ふりがな） みすぎかいほうもんかんごすてーしょんまきのながおしゅっちょうじょ 美杉会訪問看護ステーションまきの長尾出張所 （ふりがな） みすぎかいほーむへるぱーすてーしょんながお 美杉会ホームヘルパーステーション長尾 （ふりがな） ふるーるながおけあぶらんせんたー フルール長尾ケアプランセンター
事業所の所在地	〒573-1124 大阪府枚方市養父東町6 5 番1 号
事業者名	（ふりがな） しゃかいいりょうほうじん美杉会 社会医療法人美杉会
併設内容	訪問看護（介護予防含む）、訪問介護・予防訪問事業、居宅介護支援

（連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者）

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	（ふりがな） かいごろうじんほけんしせつみすぎ 介護老人保健施設美杉
事業所の所在地	〒573-1124 大阪府枚方市養父東町6 5 番1 号
事業者名	（ふりがな） しゃかいいりょうほうじんみすぎかい 社会医療法人美杉会
連携内容	通所リハビリテーション（介護予防含む）、短期入所療養介護（介護予防含む）

（医療連携の内容）※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配	
	その他の場合： 協力医療機関への通院送迎	
協力医療機関	名 称	社会医療法人美杉会 佐藤病院
	住 所	大阪府枚方市養父東町6 5 番1 号
	診 療 科 目	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病内科、腎臓内科（人工透析）、神経内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、腫瘍外科、内視鏡外科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、泌尿器科（男性不妊治療）、麻酔科（全31診療科）
	協 力 内 容	急変時の対応
	その他の場合：	

	名 称	社会医療法人美杉会 男山病院
	住 所	京都府八幡市男山泉 1 9 番地
	診 療 科 目	内科、消化器内科、血液内科、糖尿病内科、腎臓内科（人工透析）、脳神経内科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、緩和ケア内科（全23診療科）
	協 力 内 容	急変時の対応
協力歯科医療機関		その他の場合：
	名 称	陰山歯科医院
	住 所	大阪府枚方市岡山手町 5 － 1 8
	協 力 内 容	訪問診療
		その他の場合：

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他		
		その他の場合：		
判断基準の内容		常時介護が必要となった場合に、ナースステーション近い居室への住み替えを求める場合があります。		
手続の内容		本人・身元引受人の同意を得ます。		
追加的費用の有無		なし	追加費用	面積の減少
居室利用権の取扱い		住み替え後の居室に移行		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	あり	変更の内容	面積の減少
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	なし	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	なし	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

（入居に関する要件）

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	入居時満60歳以上。ホームの看護職員は、中心静脈栄養管理の対応不可だが、その他の療養管理については要相談。		
契約の解除の内容	①入居者が死亡したとき ②入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項		入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に危害を及ぼすなどの恐れがあり、通常の介護・接遇では防止できない場合、等
	解約予告期間		（内容により）即時～30日
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	1泊から数週間の利用、費用は日割り計算による
入居定員	100人（介護予防）特定入居者生活介護 45人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者（サ高住）	1	1			
管理者（特定）	1	1			計画作成担当者
生活相談員	1	1			併設事業所と兼務
直接処遇職員	4	4			管理者 1 人
介護職員	10	9	1		併設事業所と兼務
看護職員		2			併設事業所と兼務
介護補助職員	1		1		
機能訓練指導員		1			
計画作成担当者	1	1			管理者
栄養士	1	1			併設事業所と兼務
調理員	6	3	3		併設事業所と兼務
事務員	2	1	1		
その他職員					
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					37.5 時間

(職務内容)

管理者	従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
生活相談員	入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行います。
直接処遇職員	
介護職員	入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
看護職員	常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとします。
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
計画作成担当者	入居者又は家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。
栄養士	適切な栄養管理を行います。
調理員	食事の調理を行います。
事務員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。
その他職員	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
社会福祉士	1	1		
介護福祉士	10	9	1	
介護支援専門員	1	1		

看護師	2	2		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（ 17時～8 時 3 0 分）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	2 人	1 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 （一般型特定施設以外の場合、本欄は省略）	契約上の職員配置比率	3：1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）	3：1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				あり					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称		看護師・介護福祉士・計画作成担当者 社会福祉士				
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数										
前年度1年間の退職者数										
職業業務に従事した経験年数に応じた人数	1年未満									
	1年以上 3年未満									
	3年以上 5年未満									
	5年以上 10年未満					1				
	10年以上	2		9	1			1		1
備考										
従業員の健康診断の実施状況			あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		なし	
		内容：	
利用料金の改定	条件	租税、物件価格、近隣住宅の賃料相場、維持管理費増、消費者物価指数、雇用情勢その他経済事情の変動等により、利用料が不相当になった場合	
	手続き	料金改定を行う1ヶ月前までに、書面により説明・同意を得た上で行うものとします	

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1（特定施設利用）	プラン2（特定施設利用なし）
入居者の状況	要介護度	自立・要支援・要介護	自立・要支援・要介護
	年齢	60歳以上	60歳以上
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室
	床面積	18.00㎡	18.00㎡
	トイレ	あり	あり
	洗面	あり	あり
	浴室	なし	なし
	台所	なし	あり
	収納	あり	あり
入居時点で必要な費用	敷金	100,000円	100,000円
月額費用の合計		183,026円	141,200円
家賃		55,000円	55,000円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用		介護3) 25,526円
	介護保険外	食費※1	50,700円
		食費※2	54,000円
		共益費	14,500円
		サービス費	21,000円
		特定施設入居者生活介護管理費	48,500円

備考 介護保険費用は利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。
介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。

※1 朝食355円、昼食645円、夕食690円
※2 朝食355円、昼食（おやつ込）790円、夕食690円

(利用料金の算定根拠等)

家賃	土地・建物賃借料等（面積按分）	
敷金	家賃の	1.7 ヶ月分
	解約時の対応	原状復帰、クリーニングへの充当
前払金	なし	
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2	
その他のサービス利用料		

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		
初期償却率（％）		
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	
	入居後 3 月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	3 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	27 人
	8 5 歳以上	66 人
要介護度別	自立	10 人
	要支援 1	13 人
	要支援 2	19 人
	要介護 1	23 人
	要介護 2	24 人
	要介護 3	3 人
	要介護 4	3 人
	要介護 5	1 人
入居期間別	6 か月未満	12 人
	6 か月以上 1 年未満	12 人
	1 年以上 5 年未満	46 人
	5 年以上 1 0 年未満	26 人
	1 0 年以上	0 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0 人 / 0 人
入居者数		96 人

(入居者の属性)

性別	男性	23 人		女性	73 人		
男女比率	男性	24 %		女性	76 %		
入居率	96 %		平均年齢	86.38 歳		平均要介護度	1.14

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	5 人
	社会福祉施設	6 人
	医療機関	4 人
	死亡者	4 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	19 人
		(解約事由の例) 特養入所・長期入院・介護度重度化により

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）		フルール長尾事務室
電話番号 / F A X		072-807-5258 / 072-807-5272
対応している時間	平日	9時から17時
	土曜	9時から17時
	日曜・祝日	なし
定休日		日祝日・年末年始
窓口の名称（保険者市町村）		枚方市健康福祉部 介護認定給付課
電話番号 / F A X		072-841-1460 / 072-844-0315
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称 （大阪府国民健康保険団体連合会）		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / F A X		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称（苦情）		枚方市健康福祉部 介護認定給付課
電話番号 / F A X		072-841-1460 / 072-844-0315
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称（事故）		枚方市健康福祉部 福祉指導監査課
電話番号 / F A X		072-841-1468 / 072-841-1322
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称（虐待）		枚方市健康福祉部 健康福祉総合相談課
電話番号 / F A X		072-841-1401 / 072-841-5711
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	加入内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険2型
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	当事業所が入居者に対して行ったサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、上記保険業者と協議のうえ、損害賠償を速やかに行います	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		「ご意見箱」の設置	
		実施日		平成 26年10月より	
		結果の開示		なし	
				開示の方法	なお記名者には個別対応
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合			
		実施日			
		評価機関名称			
		結果の開示			
				開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
重要事項説明書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	なし	ありの場合			
		開催頻度	年 回		
		構成員			
		なしの場合の代替措置の内容			
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名			
個人情報の保護	【入居者及びその家族に関する秘密の保持について】 ①事業者は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 【個人情報の保護について】 ①事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いませぬ。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者の家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業者は、入居者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入居者の負担となります。）				
緊急時等における対応方法	サービス利用中、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、協力医療機関に救急搬送等、必要な措置を行います。				
サービス提供に関する記録	①（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。 ②入居者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。				
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容			
枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針「5 規模及び構造設備」に合致しない事項	あり				
合致しない事項がある場合の内容					
「6 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している				
	代替措置等の内容				
合致しない事項がある場合の入居者への説明					
上記項目以外で合致しない事項					
合致しない事項の内容					
代替措置等の内容					
合致しない事項がある場合の入居者への説明					

添付書類：別添 1（事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス）

別添 2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添 3（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）」、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号）」の規定に基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

説明年月日：	年	月	日
法人名：	社会福祉法人美郷会		
代表者氏名：	理事長 佐藤 眞杉		
事業所名：	ケアハウス楠葉新生園		
説明者氏名：	印		

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

(入居者)			
住	所	:	
氏	名	:	印

(入居者代理人)			
住	所	:	
氏	名	:	印

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	あり	デイビィセンター美郷 デイビィセンターくずは美郷 デイビィセンターくずは西美郷 デイビィセンターフルール長尾 デイビィセンターフルール長尾	枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム美郷 ショートステイセンターくずは美郷 ショートステイセンターくずは西美郷 ショートステイセンターフルール長尾	枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	有料老人ホーム美華 有料老人ホームまきの美郷	枚方市招提北町2-34-1 枚方市牧野北町11-15
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	小規模多機能ホームまきの美郷	枚方市牧野北町11-15
認知症対応型共同生活介護	あり	グループホーム美郷	枚方市西招提町1253
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	小規模特別養護老人ホームくずは美郷 小規模特別養護老人ホームくずは西美郷	枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	特別養護老人ホーム美郷居宅介護支援事業所	枚方市西招提町1253
＜介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム美郷 ショートステイセンターくずは美郷 ショートステイセンターくずは西美郷 ショートステイセンターフルール長尾	枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	有料老人ホーム美華 有料老人ホームまきの美郷	枚方市招提北町2-34-1 枚方市牧野北町11-15
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		

＜第 1 号事業＞			
予防訪問事業	なし		
予防通所事業	あり	デイビセンタ-美郷 デイビセンタ-くずは美郷 デイビセンタ-くずは西美郷 デイビセンタ-フルール長尾 デイビセンタ-フルール田ノ口	枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	小規模多機能ホームまきの美郷	枚方市牧野北町11-15
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	グループホーム美郷	枚方市西招提町1253
介護予防支援	あり	枚方市地域包括支援センター美郷会	枚方市北中振1-8-13
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	あり	特別養護老人ホーム美郷	枚方市西招提町1253
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		施設で実施するサービス(介護保険外サービス等)		備 考
			料金※ (税込みの総額)	
介護サービス	食事介助	あり	月額費に含む	希望により居室内で食事介助を実施する場合、30分770円負担
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む	
	おむつ代	あり	利用料金表参照	自己負担
	入浴（一般浴） 介助・清拭	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、30分770円負担
	特浴介助	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、30分770円負担
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	月額費に含む	
	通院介助	あり	協力医療機関への送迎、救急対応時の付き添いは月額費に含む	協力医療機関以外への送迎をご希望の場合は、職員1名につき30分770円負担
生活サービス	居室清掃	あり	月額費に含む	
	リネン交換	あり	週1回までは月額費に含む（汚染時都度）	週2回以上のリネン交換の場合、1回610円負担
	日常の洗濯	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、1回610円負担
	居室配膳・下膳	あり	月額費に含む	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	月額費に含む	
	おやつ	なし	月額費に含む	
	理美容師による理美容サービス	あり	利用料金表参照	自己負担
	買い物代行	あり	定期実施の月1回までは月額費に含む	定期以外の場合、30分770円負担
	役所手続代行	なし	介護保険更新・区変手続は月1回まで月額費に含む	定期以外の場合、30分770円負担
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	あり		希望により自己負担で実施
	健康相談	あり	月額費に含む	
	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む	
	服薬支援	あり	月額費に含む	
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	月額費に含む	
入退院のサービス	移送サービス	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円
	入退院時の同行	なし	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし	協力医療機関への洗濯物交換は、週1回までは月額費に含む	協力医療機関への洗濯物交換が週2回以上の場合、1回610円負担
	入院中の見舞い訪問	なし	協力医療機関への場合、月額費に含む	

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。
※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和6年(2024年)6月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	183	1,912円	192円	383円	574円
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円
要介護1	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円
要介護1(短期利用)	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2(短期利用)	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3(短期利用)	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4(短期利用)	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5(短期利用)	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円

(注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますので、ご注意ください。

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※令和3年9月30日までの間は基本報酬に係る経過措置により、経過措置に規定される所定単位数の1001/1000に相当する単位数を算定します。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等
入居継続支援加算(Ⅰ)(★)	36	376円	38円	76円	113円	1日につき
入居継続支援加算(Ⅱ)(★)	22	229円	23円	46円	69円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき(原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき(個別機能訓練加算を算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定、この場合の(Ⅱ)は100単位)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	
ADL維持等加算(Ⅰ)(★)	30	313円	32円	63円	94円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅱ)(★)	60	627円	63円	126円	189円	
夜間看護体制加算(Ⅰ)(★)	18	188円	19円	38円	57円	1日につき
若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1日につき
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	126円	1日につき
退院・退所時連携加算(★)	30	313円	32円	63円	94円	1日につき
看取り介護加算(Ⅰ)(★)	72	752円	76円	151円	226円	1日につき(死亡日以前31日以上45日以下)
	144	1,504円	151円	301円	452円	1日につき(死亡日以前4日以上30日以下)
	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	1日につき(死亡日の前日及び前々日)
	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	1日につき(死亡日)
	572	5,977円	598円	1,196円	1,794円	1日につき(死亡日以前31日以上45日以下)

看取り介護加算(Ⅱ)(★)	644	6,729円	673円	1,346円	2,019円	1日につき(死亡日以前4日以上30日以下)
	1,180	12,331円	1,234円	2,467円	3,700円	1日につき(死亡日の前日及び前々日)
	1,780	18,601円	1,861円	3,721円	5,581円	1日につき(死亡日)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31円	4円	7円	10円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	5円	9円	13円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	229円	23円	46円	69円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	188円	19円	38円	57円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	62円	7円	13円	19円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の128/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

※(★)は要介護のみ。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
自己負担	(1割の場合)	7,667	12,264			
	(2割の場合)	15,335	24,529			
	(3割の場合)	23,003	36,794			
介護報酬		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(1割の場合)	20,681	23,050	25,526	27,824	30,264
	(2割の場合)	41,362	46,101	51,052	55,649	60,529
	(3割の場合)	62,044	69,151	76,578	83,473	90,793

・上記見積もりは夜間看護体制加算(Ⅱ)(要介護のみ)、協力医療機関連携加算、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、生活機能向上連携加算(Ⅱ2)、科学的介護推進体制加算、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を含んでいます。

・1ヶ月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

・入居継続支援加算【要支援は除く】
入居継続支援加算は、利用者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして枚方市に届け出ている場合に算定します。

・生活機能向上連携加算
生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

・個別機能訓練加算
個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

・ADL維持等加算【要支援は除く】
ADL維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

・夜間看護体制加算【要支援は除く】
夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、看護職員又は病院等との連携により、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。
なお、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して指針の内容を説明し、同意を得ます。

・若年性認知症入居者受入加算
若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

・協力医療機関連携加算
協力医療機関連携加算は、当事業所の看護職員が利用者ごとに健康状態の状況を継続的に記録し、協力医療機関や主治医に対して利用者の健康状況について、月に1回以上情報提供している場合に算定します。

・口腔・栄養スクリーニング加算
口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。

・科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

・退院・退所時連携加算【要支援は除く】

退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当事業所に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。

・看取り介護加算【要支援は除く】

看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

・認知症専門ケア加算

認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして枚方市に届け出た施設が、利用者に対して特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

・介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。